**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県水戸市元吉田町一四三五番地、最後の住所茨城県水戸市千波町三〇八番地の四　被相続人　亡　池田　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

茨城県水戸市南町一丁目三番二六号大久保ビル二階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　健秀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県川口市西青木二丁目一番、最後の住所埼玉県川口市西青木二丁目一番三九―八〇九号藤和西川口コープ　被相続人　亡　小林　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目八番地第九松ビル三階A号室弁護士法人福地輝久法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福地　輝久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県越谷市蒲生寿町一六番、最後の住所埼玉県越谷市蒲生寿町一六番二七号　被相続人　亡　金子　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

事務所埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階　埼玉東部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北川　浩司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県春日部市南四丁目四番、最後の住所埼玉県春日部市南四丁目四番一六号　被相続人　亡　實方　法義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

事務所埼玉県春日部市中央一丁目一六番二号パークサイド春日部五〇一清心法律事務所　相続財産管理人　弁護士　志村信太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県入間市豊岡五丁目二番、最後の住所埼玉県入間市高倉一丁目九番二二号一一二　被相続人　亡　相田　茂幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

埼玉県入間市向陽台一丁目一番地二〇入間駅前プラザ八―七〇四　相続財産管理人　弁護士　根岸　透

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区西巣鴨二丁目一八九三番地、最後の住所埼玉県富士見市上沢一丁目一三番二三号　被相続人　亡　田島　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県大垣市禾森町四丁目一九〇八番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目三三番二―五二〇号　被相続人　亡　青木三千子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

東京都八王子市大和田町二丁目一番、最後の住所東京都八王子市大和田町二丁目一番一七―一〇七号　被相続人　亡　藪田　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　英司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県千葉市稲毛区園生町三四八番地の四八、最後の住所東京都世田谷区三宿一丁目四番七号ホメスト池尻二〇五　被相続人　亡　齋藤　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

国籍韓国、最後の住所東京都板橋区高島平一丁目六番一五号宝第二ハウス二〇九　被相続人　亡　大川力蔵こと　李　在聖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市保土ヶ谷区川島町五九四番地、最後の住所横浜市磯子区汐見台三丁目七番地一ヴェルデマーレA三〇九号　被相続人　亡　村上　照忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

横浜市中区弁天通二―二八―一ライオンズマンション関内一〇〇二号　相続財産管理人　弁護士　小澤　弘子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県長岡市水穴町二番地五五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　若井　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

新潟県長岡市豊田町九番地一六、事務所新潟県長岡市南町一丁目二番三五号　相続財産管理人　大野　豊

## 第63期決算公告

平成24年5月23日　仙台市青葉区中央四丁目1番1号

**株式会社エンドーチェーン**

代表取締役社長　遠藤　養一

**貸借対照表の要旨**（平成24年2月29日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 626 | 流動負債 | 327 |
| 固定資産 | 1,918 | 固定負債 | 879 |
| 有形固定資産 | 1,832 | **負債合計** | **1,207** |
| 投資その他の資産 | 85 | 株主資本 | 1,336 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 858 |
| | | 資本準備金 | 25 |
| | | その他資本剰余金 | 833 |
| | | 利益剰余金 | 1,064 |
| | | その他利益剰余金 | 1,064 |
| | | （うち当期純損失） | (177) |
| | | 自己株式 | △686 |
| | | **純資産合計** | **1,336** |
| **資産合計** | **2,544** | **負債・純資産合計** | **2,544** |